

豊鹿里パーク「クラインガルテン（滞在型体験農園施設）・貸し農園」利用上の注意事項

1. 週に1回は農園を訪れること。
2. 通路等共同利用部分については共同作業に協力すること。
3. 他の利用者及び地域住民に迷惑を掛けることなく、利用要綱やその他のルールを遵守すること。
4. 利用者は施設の利用権を譲渡し、または転貸することはできない。
5. 樹木、稲は植えることはできない。（野菜・花卉等のみ）
6. 区画内に工作物は設置できない。
7. 区画内及びその周辺には雑草を生やさないように十分に管理すること。
8. 利用にあたっては、管理人の指示に従うこと。
9. やむを得ず利用契約を解除する場合は、3ヶ月前までに申し出て、原状に回復すること。
この場合は、特別の理由がない限り利用料金は条例に基づき、返還できない。
10. 収穫祭などのイベントには積極的に参加すること。
11. 使用簿を置いているので月末に管理人に提出すること。（利用状況調査が必要なため）
12. 全ての備品（テレビ・カーテン・寝具・ガスコンロ・農機具等）は利用者で準備のこと。
13. 電気・ガス代は実費負担とし、各自で業者へ手続きのこと。（指定管理者に依頼可）上下水道料は除く。
14. 本施設への住民票異動はできないこととする。**（体験農業施設であるため、住居としての使用は不可）**
15. 利用期間終了後は利用者の方に原状回復義務（費用負担も利用者です）があります。施設を大切に扱ってください。

連絡先：「豊鹿里パーク」

☎ 0834 - 68 - 4003（休館日：毎週火曜日）

豊鹿里パーク「クラインガルテン（滞在型体験農園施設）・貸し農園」利用手続について

1. 利用料金の支払

契約日の属する月の末日までに一括して指定管理者「株かの高原開発」に納付してください。

（事前申請があれば分割納付も可）

利用は1年間（手続すれば更新可）とします。

納金手法を分割とし、年度途中解約の場合においても契約月からの年利用金額を納金して頂きます。

2. 許可期間

毎年4月1日～翌年3月31日までとします。許可初年度以降、クラインガルテンは、最長4年間、貸し農園は、最長1年間継続利用することができます（許可手続きは必要です）。

3. カギの受け渡し等（クラインガルテンのみ）

許可後、最初の入場時に「豊鹿里パーク」受付にて渡します。

併せて、現地にて詳細説明を行います。